

回答

質問・回答

1. 取材先企業等へ取材動画を提供できるようにナレーション抜きの動画も作成する、とあるが、編集したもののナレーション抜きという認識でよいか？また、ナレーション抜きにする意図を教えてください。

お見込みのとおりです。ナレーション抜きの動画は、ナレーションありの動画完成に必要な、すべての編集が施されたものから、ナレーションデータを除いたものとします。

取材先企業等へ提供する動画をナレーション抜きにする意図は、著作権上の問題を避けることです。本業務委託における成果物の著作権は、仕様書に記載のとおり、千葉市に譲渡するものとしていますが、声優等に依頼する場合、声優等が所属するプロダクション等との契約において、ナレーションの公開範囲が千葉市の媒体のみとなるケースが過去にあったためです。受託者が自社で収録したオリジナルのナレーションを使用する又はナレーションの公開範囲を適切に設定する等、著作権上の問題に関わらない場合は、この限りではありません。